

議員提出第4号議案

大田区シルバーパス購入費助成金交付条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和8年9月15日

大田区議会議長 鈴木 隆之 様

提 出 者

清水 菊 美

佐 藤 伸

すがや 郁 恵

杉山 こういち

村 石 真依子

大田区シルバーパス購入費助成金交付条例

(目的)

第1条 この条例は、シルバーパスの購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の外出の機会を促進し、認知機能の低下及び閉じこもりを予防するとともに社会参加を図り、もって高齢者の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「シルバーパス」とは、東京都シルバーパス条例（平成12年東京都条例第113号。以下「都条例」という。）第1条の東京都シルバーパスをいう。

(助成対象者)

第3条 この条例による助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) シルバーパス購入時に大田区内に住所を有し、申請日において大田区内に引き続き居住する者であること。
- (2) 東京都シルバーパス条例施行規則（平成12年東京都規則第340号。以下「都規則」という。）第2条第1項に定める額で購入した、申請時に有効期限内にあるシルバーパスを、現に所有していること。
- (3) 過去1年以内に同一内容のシルバーパスについて、大田区シルバーパス購入費の助成を受けていない者であること。

(助成対象経費)

第4条 この条例による助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、都条例第4条の規定により助成対象者が負担する費用とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費から1,000円を控除した額とする。

(交付申請等)

第6条 この条例による助成を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、規則の定めるところにより、区長に申請をするものとする。

(交付等決定及び支給)

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、助成することと決定したときは、助成金の額を確定し、規則の定めるところにより、申請者に通知するとともに、当該助成金を支給するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成をしないことと決定したときは、規則の定めるところにより、申請者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定による助成金の交付の決定に際して、規則の定めるところにより、条件を付するものとする。

(交付決定後の払戻しの禁止)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係るシルバーパスの費用負担額について、都規則第9条第1項又は第2項の規定による払戻しを受けてはならない。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、第7条第1項の規定による決定の全部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 前条の規定に反して、交付決定後に当該決定に係るシルバーパスの費用負担額の払戻しを受けたとき。

(3) その他の助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、区長

が別に定める。

付 則

この条例は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。

(提案理由)

シルバーパスの費用負担を軽減することにより、高齢者の外出の機会を促進し、健康寿命の延伸に寄与するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

議員提出第5号議案

大田区入学祝金支給条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和8年9月15日

大田区議会議長 鈴木 隆之 様

提 出 者

清水 菊 美

佐 藤 伸

すがや 郁 恵

杉山 こういち

村 石 真依子

大田区入学祝金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、小学校及び中学校並びに特別支援学校（以下「小・中学校等」という。）に児童又は生徒が入学する際、入学祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより入学を祝し、もって児童又は生徒の健全な育成の推進に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 祝金の支給を受けることができる者は、毎年4月1日（以下「基準日」という。）において、区内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録がある者であって、その年の4月に小・中学校等に1年生として入学する児童又は生徒の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）とする。ただし、基準日において、区外へ転出する予定で転出予定先へ区域外就学願を提出している者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、4月に小・中学校等に入学する児童又は生徒の保護者が、基準日の翌日以降に転入し、入学式の日の前日までの間に前項の住民登録をした場合には、当該保護者を支給対象者とみなす。

(支給額)

第3条 祝金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 小学校又は特別支援学校の小学部に1年生として入学する児童1人につき3万円
- (2) 中学校又は特別支援学校の中学部に1年生として入学する生徒1人につき4万円

(支給時期)

第4条 祝金は、毎年4月に支給する。ただし、やむを得ない場合は、支給時期を変更することができる。

(返還)

第5条 区長は、偽り、その他不正な手段により、祝金の支給を受けた者に対し、祝金を返還させることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童又は生徒の保護者に入学祝金を支給することにより、児童又は生徒の健全な育成を推進するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。